


鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業補助金の事務手続きについて

1-1 事業開始 ※交付決定前に事業着手可能です

1-2 事業完了 ※整備した設備等の納品完了

1-3 交付申請書及び実績報告書提出
(事業完了後30日以内 遅くとも令和5年8月31日まで)

- 
- ・ 交付決定前に事業着手可能ですが、補助対象経費に不明な点がある場合には事業着手前に、下記問い合わせ先へ確認をお願いします。
 - ・ 事業の完了とは、整備した設備・物品等の納品が完了し、当該設備等の契約額・支払額が確定したことを言います。
 - ・ 交付申請書は、電子メール又は郵送してください。

2 交付決定及び交付額確定通知書到着 (交付申請から原則20日以内)

- ・ 交付決定及び交付額確定通知書は電子メール施行です。
(郵送は行いません)

3 補助金の支払

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部・感染症対策課

電話 0857 - 26 - 7764

(1) 電子メール kansen-taisaku@pref.tottori.lg.jp

※メール件名は(法人名)外来対応医療機関等補助金申請として下さい。

(2) 郵送 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 感染症対策課宛

※封筒に、外来対応医療機関等補助金申請書在中と記載して下さい。